

第29回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成27年3月9日（月）

瀬戸内海漁業調整事務所

第29回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成27年3月9日（月）13時30分～

2. 場 所

パレス神戸 2階「大会議室」（神戸市中央区下山手通5-1-16）

3. 出席委員等

(1) 委 員

【会 長】

学識経験者 長野 章

【府県互選委員】

和歌山県 大川 惠三

兵庫県 山田 隆義

岡山県 豊田 安彦

広島県 山本 正直

山口県 小田 英一

徳島県 岡本 彰

愛媛県 阪本 拓生

福岡県 伊藤 正博

大分県 藤本 昭夫

(2) 参 考 人

市村 隆紀

（瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（(公社)全国豊かな海づくり推進協会専務理事））

4. 臨席者

水産庁 資源管理部 管理課	資源管理推進室長	黒 萩 真 悟
〃	課長補佐	城 崎 和 義
九州漁業調整事務所	次 長	盛 高 明
独立行政法人 水産総合研究センター		
瀬戸内海区水産研究所 増養殖部	部 長	藤 井 徹 生
〃	主幹研究員	石 田 実
和歌山県 農林水産部 水産局 資源管理課	副 主 査	南 友 樹
大阪海区漁業調整委員会事務局	書 記 長	石 原 誉 久
兵庫県 農政環境部 農林水産局 水産課	主 査	大 野 泰 史
岡山県 農林水産部 水産課	主 任	清 水 泰 子
広島県 農林水産局 水産課	事業推進員	柿 本 奈 美

山口県 農林水産部 水産振興課	主 査	宮 内 聡
徳島海区漁業調整委員会事務局	書 記	佐々木 暁
香川県 農政水産部 水産課	技 師	小 川 健太
愛媛県 農林水産部 水産局 水産課	主 任	曾 根 讓一
福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局	事務主査	松 永 隆 恵
大分県 農林水産部 漁業管理課	主 任	平 井 伸 吾
近畿農政局 統計部 生産流通消費統計課	流通消費統計係長	弦 牧 泰 秀
〃 神戸地域センター	次席農政情報官	谷 垣 亨
中国四国農政局		
統計部 生産流通消費統計課	地域統計企画官	烏 谷 尚 宏
全国漁業協同組合連合会	職 員	金田 奈都子
古野電気株式会社 国内営業部営業課	課 長	佐 藤 保 信
フルノ関西販売株式会社 神戸営業所	所 長	後 藤 猛
水産経済新聞社 大阪支局	記 者	川 邊 一 郎
みなと山口合同新聞社 大阪支社	編集委員	本 岡 光 治
瀬戸内海漁業調整事務所	所 長	取 香 諭 司
〃	調整課長	東 原 茂
〃	資源課長	長 野 正 嗣
〃	指導課長	中 川 秀 樹
〃	資源管理計画官	中 瀬 幸 一
〃	資源保護管理指導官	村 山 正 幸
〃	調整課 調整係長	馬 場 俊 介
〃	〃 調整係	岩 野 泰 介
〃	資源課 資源管理係長	西 川 栄 一

5. 議題

- (1) サワラ広域資源管理について
- (2) 燧灘カタクチイワシ広域資源管理について
- (3) トラフグ広域資源管理について
- (4) 広域魚種の資源管理について
 - 1 資源管理のあり方検討会後の取組
 - 2 太平洋クロマグロの資源管理
 - 3 T A C魚種以外の広域重要魚種の資源管理
- (5) 平成27年度資源管理関係予算の概要
- (6) その他

6. 議事の内容

(開 会)

(東原調整課長)

それでは定刻となりましたので、ただいまから第29回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、大阪府の松林委員と香川県の濱本委員、大臣選任委員の山口委員、副島委員がやむを得ず欠席されておりますが、定数14名のうち、過半数にあたる10名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは長野会長、議事進行をお願いいたします。

(挨拶)

(長野会長)

それでは委員会開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、第29回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席を賜りありがとうございます。また、水産庁管理課の黒萩資源管理推進室長、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の藤井増養殖部長をはじめ、担当の皆様にはお忙しい中、御臨席いただきましてありがとうございます。

さて本委員会では、サワラの広域資源管理につきまして、さまざまな議論と取組みを重ねてきました。皆様方の御尽力の結果、資源量は増加傾向にあるとお聞きしております。今後とも関係者が連携協力し、サワラ資源の適切な管理を実施することが引き続き重要であります。それとともに、漁獲増に伴い、価格面での対策の必要性も増しているところです。委員の皆様におかれましては、それぞれの現場におきまして、引き続き御指導をお願いするとともに、本委員会としてもサワラの広域資源管理について皆様とともに、積極的な取組みを続けていく所存でございます。

また前回の委員会では、資源回復が望まれているトラフグの資源管理の進め方について水産庁より説明がありました。本日はその後の検討状況について水産庁から報告していただけると伺っております。皆様方からも御指導を賜りたいと思います。

この他、本日の委員会では、燧灘カタクチイワシの資源管理に関する説明や、昨年、水産庁に設置された有識者による資源管理のあり方検討会の取りまとめを踏まえた対応についての説明などが予定されております。

以上、盛りだくさんの内容となっておりますが、議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして開会の挨拶とします。よろしくをお願いいたします。

それでは本日、水産庁から黒萩資源管理推進室長にお越しいただいておりますので、一言、御挨拶をお願いいたします。

(黒萩資源管理推進室長)

水産庁資源管理推進室長の黒萩でございます。

第29回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。また日ごろより資源管理、漁業調整などの課題に御尽力を賜り、改めてお礼を申し上げます。

さて、今週、明後日になりますが、3月11日は東日本大震災の発生から4年目を迎える日となります。先の大震災では多くの尊い命が失われ、水産業も甚大な被害をこうむりました。この間、水産業の復興を目指し、委員の皆様方の御指導、御助言をいただきながら取り組んで参りました。引き続き、御協力をいただきながら、水産庁としまして、全力を尽くして参りたいと存じます。

さて、本日の委員会では、サワラやカタクチイワシなど、従来取り組んでいる魚種の資源管理に加えまして、昨年水産庁に設置された有識者による資源管理のあり方検討会を受けての取組みについても御説明いたします。資源管理のあり方検討会につきましては、昨年11月に開催された本委員会において、7月の検討取りまとめ後の取組み状況を御説明しております。本日はその後の進捗状況につきまして、資源管理指針・計画体制、トラフグ、太平洋クロマグロといった当委員会と関係の深い事項を中心に詳細に御説明したいと考えております。

また瀬戸内海と関わりの深い栽培漁業に関連しまして、第7次栽培漁業基本方針の策定状況について御説明します。それから現在、官民あげて取り組んでおります浜の活力再生プランの現状についても御説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、是非活発な御意見をいただき、皆様の御意見を踏まえ、資源の管理に努めて参りたいと考えております。

以上をもって御挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(資料確認)

(長野会長)

ありがとうございました。それでは次に、本日使用する資料の確認を行います。事務局、よろしく申し上げます。

(東原調整課長)

それでは、お手元にお配りしております資料でございますが、まず議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日使用する資料として、資料1-1「平成26年度サワラ広域資源管理の実施状況等について」、資料1-2「サワラ瀬戸内海系群の資源状況」、資料1-3「平成27年度瀬戸内海海域サワラの共同種苗生産・中間育成・放流の取組みについて(案)」、資料1-4「平成27年度サワラ広域資源管理の取組(案)」、資料2「平成26年度燧灘カタクチイワシ資源管理の取組」、資料3「トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理について」、資料4-1「資源管理のあり方検討会の取

りまとめを受けての対応について」、資料4-2-1「太平洋クロマグロの資源管理について」、番号は振っておりませんが、この資料とセットの「プレスリリース 太平洋クロマグロの漁獲状況について」、資料4-2-2「沿岸くろまぐろ漁業承認制にかかる漁獲実績報告について」、資料4-3「TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた整理表」、資料5「平成27年度予算の概要」、資料6-1「第7次栽培漁業基本方針の概要」、資料6-2「「浜の活力再生プラン」について」、最後に参考資料として、①資源評価の専門用語の解説、②さわら広域資源管理の取組、③燧灘カタクチイワシの資源管理体制、④クロマグロ関係（資料4-2-1参考）、⑤沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示を配付しておりますので御参照ください。

以上でございますが、お手元の資料に不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

(議事録署名人の選出)

(長野会長)

皆様、資料のほうはよろしいでしょうか。それでは議事に入ります。

まず、後日まとめられる本日の委員会議事録の署名人を選出しておく必要があります。本委員会事務規程では、会長が出席者の中から指名することになっておりますので岡山県の豊田委員と、広島県の山本委員のお二方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(長野会長)

ありがとうございます。それでは豊田委員と山本委員のお二方におかれましては、よろしく申し上げます。

(議題(1) サワラ広域資源管理について)

(長野会長)

それでは議題に入っていきます。議題(1)、サワラ広域資源管理についてに入ります。この議題の進め方につきましては、平成26年度実施状況の報告、資源状況の報告、サワラ共同種苗生産等の取組み、そして委員会指示の審議の順に進めたいと思います。

まずサワラの資源管理に関する取組みの実施状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

(中瀬資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官の中瀬です。私から平成26年度サワラ広域資源管理の実施状況等について資料1-1を用いて御報告させていただきます。失礼ですが着席して報告させていただきます。

表紙をめくり1ページ目をご覧ください。平成26年度に実施しております漁獲管理措置の内容につきまして瀬戸内海と、その周辺の海域、灘ごとに整理した海域図をお示ししております。吹出しの中に書いております内容がそれぞれの海域、灘で実施されている取組みです。斜線部のところは春漁が規制されている海域となっております。さわら流し網の網目につきましては、瀬戸内海全域で10.6センチ以上となっております。また本広調委の委員会指示によって漁獲量の制限を設けてある、はなつぎ網、さわら船曳網、さごし巾着網、この3つの漁業種類につきまして右下に委員会指示による制限漁獲量と、26年の漁獲量を記述させていただいております。いずれも26年の漁獲量は委員会指示による制限内であったとの報告を受けております。

次のページをご覧ください。瀬戸内海の11府県の行政、漁連・漁協、栽培関係法人等と全国豊かな海づくり推進協会が構成する瀬戸内海海域栽培業推進協議会が取り組まれた、平成26年度の共同種苗生産の結果をお示ししております。5月に香川県と大阪府で採卵し、受精させた卵をふ化させ、瀬戸水研の屋島庁舎にて7万尾、大阪府水産技術センターにて3万9,000尾のサワラ種苗を生産しております。合計10万9,000尾の種苗のうち、大阪府が1万2,000尾を直接放流しました。残りの9万7,000尾については大阪府他、5県で中間育成をしまして、6月14日から6月24日の間で合計7万2,000尾を放流しております。

次のページをご覧ください、平成26年サワラ漁獲努力可能量の管理の実施状況について府県別漁業種類別の出漁隻日数を集計値でお示ししております。瀬戸内海全体としては、流し網換算値の合計で1万7,939隻日という結果で、消化率は15%となっております。また次のページに府県別、灘別、漁業種類別、それぞれの出漁隻日数の推移を折れ線グラフでお示ししております。上段が瀬戸内海の東部、中段が西部、下段に漁獲量制限が設けてある漁業種類という並びで整理しております。なお瀬戸内海全体の合計につきましては右上のグラフとなっております。

この関係で事務局よりお詫びと訂正がございます。昨年3月の広調委においてお示した、この関係の資料の中で、はなつぎ網の25年の消化量と、それに連動する消化率及び瀬戸内海全体の流し網換算値の合計に誤りがありました。正しい数値は消化量が576隻日、消化率が29%、瀬戸内海全体の流し網換算値の合計が1万7,815隻日、消化率15%となっております。謹んでお詫び申し上げます。なお、今回お示ししている資料につきましては、既に正しい数値を反映させたものとなっておりますことを申し添えます。

次のページをご覧ください。岡山県が平成26年度に播磨灘で実施しました放流効果調査の結果についてお示ししております。26年度は9月30日から10月29日まで、計4回の試験操業を実施し、0歳魚が115尾漁獲され、そのうち標識放流魚につきましては0尾となっております。

最後に資料にはございませんが、サワラの魚価対策についてです。後ほど瀬戸水研の石田主幹研究員より、最新のサワラ瀬戸内海系群の資源状況についての御報告があるかと思いますが、近年瀬戸内海系群のサワラの資源量は徐々に増加してきており、間もなく中位に届くというところまで回復してきております。それに伴い、サワラの漁獲量も増加してきていることは大変喜ばしいのですが、その一方で昨年5月ごろサワラの水揚

げが一気に集中したこと等により、サワラの魚価が大きく下がってしまうという新たな課題が生じております。そのことを受けまして、平成26年度に開催しましたサワラ検討会議やサワラ資源管理漁業者協議会において、サワラの魚価対策について検討しております。そこでは各府県で検討、実施された取組み内容の報告、魚価を高く維持するためのサワラの高鮮度・高品質化への取組みや、消費拡大に向け、実施されている優良事例等の紹介を行うなど、瀬戸内海のサワラに携わる関係者の皆様へ情報共有を図ってきたところです。今後もサワラの資源量は増加するであろうという見方もあることから、サワラの広域資源管理の取組みと合わせ、魚価対策についてもあらゆる機会を通じて引き続き検討していく予定です。平成26年度サワラ広域資源管理の実施状況等についての報告は以上です。

(長野会長)

ありがとうございました、ただいまの説明につきまして御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは次にサワラ瀬戸内海系群の資源状況につきまして、瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員より御説明をお願いいたします。

(石田主幹研究員)

瀬戸内海区水産研究所の石田です。最新のサワラの資源評価に基づく説明をさせていただきます。映写する内容はお配りの資料1—2と全く同じものでございます、座って説明いたします。

水産庁から受託した「我が国周辺水域資源調査推進事業」の中で今年度の資源評価を行いました。8月に広島市で開催された瀬戸内海ブロック資源評価会議でこの内容を議論し、採択されたものです。ご覧の瀬戸内海11府県の研究機関の皆様と一緒に私どもの研究所でまとめた内容となっております。

資源評価の手順です。これは世界中、資料がそろっている魚種では一般的に同じように行う内容です。まず漁獲統計と体長組成から年齢別の漁獲尾数を求めていくわけです。漁業養殖業生産統計年報の資源評価をした当時は平成25年の値は速報値です。月別、灘別、漁法別の水揚量、それからそれに対応する体長組成。体長組成と水揚量から体長別の漁獲尾数を集計します。それを年齢査定で成長のデータと合わせまして、年齢別の漁獲尾数をまとめていきます。これはコホート解析という一般的に行われている資源計算方法です。コホートといいますのは同級生というぐらいの意味です。ある年に生まれた年級群が何尾いるかというのを解析していきます。サワラの場合はそれに加えて操業隻日での漁獲日数の資料もあります。それから放流魚の混入率や種苗放流尾数の資料もありますので、これらを活かしながら放流以外の0歳魚の尾数が求められまして、放流効果というのでも出て参ります。こういったものも合わせまして、このコホート解析のやり方によって将来の資源尾数、漁獲係数、というのは漁獲の強さ、間引きの強さを表すものです、資源量、漁獲量を推定していくと。この時点で2013、平成25年末までの資料を使っているということで、昨年から将来という位置づけで計算をしております。生物学的許容漁獲量も計算をしますが、サワラ瀬戸内海系群はTAC対象ではありません

るので、これ以外の管理方策についても記述をして採択されております。

これは灘別の瀬戸内海におけるサワラの漁獲量です。年別です、横軸が西暦年で1968年、昭和43年から軸があります。縦軸が漁獲量で単位はトンです、1,000トンくらいであったのが3,000トンぐらいに増えて、昭和の終わりころは6,000トン前後ありましたが、その後明らかに乱獲のために資源が減って、漁獲量も一本調子で減りました。1998年、平成10年には瀬戸内海全体でわずか200トンになってしまいました。近年は資源の回復に伴い、増加して1,000トンの後半を維持して推移しています。色分けは、赤は瀬戸内海の西、青は東、色の薄いのが水道近く、濃いのが瀬戸内海の中のほうというようにしております。一つ前の図は年別でしたが、これは月別の値です、11月まであります、色分けは同じです。この月別で高く長く出ているのが、これは5月の値、春漁です。去年の春漁が非常に多かったということがこれでお分かりになるかと思えます。去年全体でみますと春漁がよくて、秋漁もよかったということです。

これは体長組成によって体長別の漁獲尾数をまとめたものです。一つのマスが一つの月を表します。横軸が尾叉長ですね、尾叉長2センチメートル単位。2010年の1月がこの図、2月がこの図。縦軸は2万尾に揃えております、ただ非常にたくさん獲れたときは2万5,000とか、3万にしているときもあります。これをざっとみると、この色分けも赤、青で分けていますので、いつどのぐらいの大きさのものがどこで獲れたかというのが概観できるようにしております。2010年9月から当歳魚が現れますが、かなり多い数が年内に獲れています。それに比べて2011年は、0歳魚は余り多くありません。2012年、2013年のあたりは、2012年は0歳魚は少ないと、2013年は0歳はやや多いということです。それから2012年では春漁で2歳魚はたくさん獲れたと。2013年ですね、一昨年は1歳魚が非常にたくさん獲れたということはお分かりになるかと思えます。こういったものを集計しまして、資源尾数を推定しました。横軸が西暦年、1年ごとですね。縦軸が資源尾数です。色分けが一番下の水色のような色が0歳、次の黄色が1歳、2歳、3歳というような尾数になっております。資源がちょうど減りかけのときから詳しい資料があって、こういう解析をしております。それ以前はこの解析ができるほどの資料は揃っていませんでした。これは非常に残念です。資源が非常に減った年は全年齢とも少なくなっておりますが、近年は増えております。特に0歳魚ですね、一番下のが2002年、2008、2010、2012と多く出てきている、これは発生がよかったことを表します。それから近年、資源がいったん減ってからは0歳、1歳、2歳くらいまでがよく目立っていると。資源が多かったときは3歳、4歳もみえるということですが、近年はそこまでは見えないということです。これは尾数です、これを量に直します。量に直しますと資源量は2013年で約5,000トン、5年間で資源量としては増加傾向にあると。資源水準は、最高から最低を3分割して、高位、中位、低位と分けておまして、低位の上のほうにまできているということです。量に直しますと、0歳、1歳、2歳、3歳魚も少し見えております。

次は、これは親と子の関係です。ある年に親魚の資源量がどのぐらいあって、それに対して当歳魚がどれだけの数発生したかを表します。一つの丸が一つの年を表します。横軸がその年における親魚量で、資源量にも対応します。縦軸はその年の0歳魚の尾数

です。その年の丸と原点を結んで、その丸までの傾きが寝ているほど自然環境が悪い、稚魚のときの生き残りが少なかった、上に行くほど自然環境は良かったということになります。当歳魚が出現するまでは人間が獲っている前ですから、これは自然で決まるのです。これ、人間が手を直接は下せないのです。極端に良い年、悪い年があったわけではないのですが、年によって多少のばらつきがあります。近年を詳しく見てみますと、平成10年、1998年に落ちこんだ後、環境が良い年が続いたことがあって、資源量、親魚量も増えてきました。2002年は良くて、2003年は環境がやや悪かったと。その後2007年までこのあたりで推移していきまして、2008年、あるいは2010年あたりは環境は良かったということです。親魚量が増えて、全体的に右のほうにきているということです。2012年は環境が平均的であったのですが、資源量が増えてきているので加入量も多くなったということです。2013年はこのあたりということです。それから白丸と灰色丸なのですが、白丸は天然のものだけです。種苗放流によって加入量を上積みしているのが灰色の丸です。例えば2003年ですとこのくらい上積みしたと。2010年ですと、これだけ上積みしたということになります。この上積みは、その年の直接放流したものの上積みだけで、その前の年、過去に放流された種苗が成長して親魚となったものは天然で発生して親魚となったものと区別ができないので、いずれも天然発生の子丸というふうになっております。過去の放流の累積効果を考えますと、放流による上積みはもう少し高いということにもなります。

これはABC、生物学的許容漁獲量です。こういった値をまとめております。これは漁獲割合等は御参考にしてください。このABCに相当する漁獲で将来5年漁獲するとどうなるかということをして、1,000回計算します。なぜ1,000回計算するかというと、前2つの図でお見せしたように、環境が年によって良かったり、悪かったりしますので、稚魚の生き残りの環境がいろんなパターン、1,000パターンですね、ランダムに出るようにして、1,000回計算します。白丸と黒丸の間に800回入ると、8割が入るということです。黒丸より上にあるのは1割、白丸より下がるのが1割ということです。線は1,000本引くと真っ黒になるので10本だけ引いています。ABCの上限値という値でとると資源はこのくらいに増えていくと、もう少し厳しく獲り控えるともっと増えるということになります。今の獲り方でいくとほぼ横ばいになるだろうということになっております。下に書いていますが、0歳魚の発生尾数の多い、少ないによって成長を速めたり遅めたりしたと。つまりサワラの発生量が非常に多い年はサワラ同士の餌の取合いによって成長が悪くなるんです。成長が悪くなるとその年の生まれの資源量は少な目になると、そういうことも合わせまして資源が増えていくと少し増え方を抑制するような格好で補正しているということです。これは現実の過去のデータを反映させたということになります。

次は種苗放流と添加効率です、種苗放流は東部と西部、それから大型と小型、小型は直接放流にあたるものですが、有効放流尾数は小型は大型よりもおとると考えられますので少し減らして出しています。過去12年間で平均15万尾くらい放流しています。資源計算した9月1日というのはサワラが漁業資源に加入するときですが、そのときの混入率、放流魚の割合を掛け算すると、 $B \times C$ で放流に由来する資源尾数が出てくると。それと放流尾数を割り算しますと放流魚のうちどのくらいのものが資源に加入したかと

ということが計算できます。年によってばらつきはありますが、平均として0.2と。100尾放流すると20尾が50センチくらいまで育つということで、かなりよい効率かなと私は考えています。

これは、近年なのですが資源が増えてきたということを反映してしまして、漁獲圧の増減を横軸、種苗放流を縦軸、これを組み合わせてどういう関係で資源を増やすかという図です。この図全体は2019年における瀬戸内海のサワラの予測資源量の等資源量線図です。この黒い星印は現状の漁獲圧を続けた場合、3,500トンくらいになるだろうと予測されるのですが、漁獲圧を、例えば今40%漁獲割合があるのですが、それを2ポイント増やすと。その2ポイントを補うために放流をどのくらいすればよいかという計算をしますと、現在15万尾放流しているのを3倍にすればこれを補うことができると。逆にもし放流をゼロにした場合、漁獲割合は40%から1ポイント減らせば同じ資源量を維持できるということです。だからこの等量線図が立っているというふうに見えますのは、これは現在資源がかなり増えてきたということを表しまして、同じ尾数を放流しても天然発生が非常に多いので漁獲規制の効果のほうが強く出るということ、この立っている線が表すということになります。一方1998年、資源が最低に落ちこんだころは、この等量線が寝ています。ということは、放流の効果は今よりもかなり強く出るということです。ここに数字は書いていますが、漁獲割合を2ポイント増やすのに対応する放流尾数は6万増やすだけでいいということです。資源量自体がそれほど多くないということもあるのですが、この関係が出ているということは過去においては放流の効果が今よりかなり高かったということをお示ししております。

それからこれは近年の資源状態の指標の一つとしてサワラの個体成長を示しています。横軸は西暦の年、縦軸が漁獲率の年齢別の平均体重です。0歳、1歳、2歳となっているのですが、過去、資源が非常に多かったときは成長が悪いと、お互いにサワラ同士の餌の取合いが厳しくて、余り成長ができないのですが、資源が減ってからは成長がよくなった状態が続いています。近年、若干下がりぎみのように見えますが、過去、資源が多かったときほどは成長は落ちていないということは、まだサワラの餌としては瀬戸内海には過去の厳しい取合いをするまではないと。まだサワラを増やす余地は瀬戸内海にはあるということがこの成長からは窺われます。それから資源尾数を百分率でとってみますと、過去、資源が多かったときは0歳、1歳、2歳、3歳魚以上が10%くらいあったんですが、近年はずっと5%未満で推移しています。つまり0歳、1歳、2歳、3歳になるくらいでほぼ獲り尽くされているということになります、これは質的に見てこうだということです。

資源管理計画は十分達成されまして、資源量は約5,000トンと、もう少しで中位というところまでできました。ただ、年齢組成が前の下の図のように若齢が多いということと、前の図の上のように体長の成長がまだ速いということです。これらが解消されて、当然成長も早熟から晩熟になると思いますが、解消されると質的に本格回復といえると思います。ですから私は特に若齢魚に対する現状の目合い規制や、休漁日設定ですね、少なくともそれを継続すると。資源量を今よりまだ増加させる余地は瀬戸内海にはあると思いますので、より増加させることは資源的には望ましいと考えております。以上です。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明によりますと、2013年、平成25年の資源水準は低位、資源の動向は増加とのこと。また2013年、平成25年の資源量は4,926トンで増加傾向ではあるものの、年齢構成が若齢魚主体であり、体長も大型で早熟傾向であることから本格的回復のためには特に若齢魚に対して現状以上の漁獲規制を実施継続し、資源量をより増加させることが望ましいとのことでした。ただいまの御説明につきまして御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは次に、サワラ共同種苗生産等の取組み状況の報告について、市村参考人より御説明をお願いいたします。

(市村参考人)

全国豊かな海づくり推進協会の市村でございます、この場に参考人としてお呼びいただきまして本当にありがとうございます。また委員の先生方にはサワラの資源回復に御支援、御協力を賜っております、ありがとうございます。それでは座って説明をさせていただきます。

資料は1-3を御用意いただきたいと思います。この資料1-3に入ります前に、冒頭黒萩室長さんのほうから、今年から第7次栽培漁業基本方針が新しくスタートするというお話をいただいたところです。このサワラの栽培漁業との関係で言いますと、特に新しい方針に盛り込まれたことがございますので、そのことの御報告をまずさせていただこうと思います。

広域資源につきましては海域栽培漁業推進協議会ということで、瀬戸内海11府県の推進体制を3年前につくったところでございます。国の栽培漁業基本方針は「沿整法」の下で、国がおおよそ5年ごとに「方針」をつくって、都道府県が「計画」をつくるという枠組みになっているわけでございます。ところがその国と県の方針・計画の間にあって従前から課題となっていたものがございまして、それが広域種であったわけです。この広域種の取組みについて、今度の第7次の基本方針に各海域の栽培漁業推進協議会が広域種について策定する「広域プラン」に沿って栽培漁業を推進するということが盛り込まれたところでございます。瀬戸内海について申し上げますと、サワラとトラフグ、これを海域協議会が「広域プラン」をつくって実施していくということになる、そういう枠組み＝「方針」を国のほうで措置をしていただいたということで、大変栽培漁業の推進にとっては大きな前進につながるものと思っております。

それでは資料1-3に基づいて27年度の瀬戸内海サワラの取組みについて御報告をさせていただきます。このサワラ共同種苗生産は「水産白書」でも大変高い評価をいただいております。このサワラ共同種苗生産は「水産白書」でも大変高い評価をいただいております。1の計画であります、27年度も11府県がともに手をつないで、12万尾の種苗生産を行おうと。これには新しく27年度から措置いただきます予定の国の補助事業「広域種資源造成型栽培漁業推進事業」を活用して参ります。水研センターさんの指導・協力のもとで実施して参ります。今年特に変わりますのは、この3カ年は水研センターさ

んの屋島庁舎と、大阪府の技術センターの2カ所で種苗生産をやって参りましたが、27年度は拠点化をいたしまして1カ所、瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎で種苗を生産するという事にいたしました。中間育成・放流は放流サイズ70ミリ、これを目標として大阪府から大分県までの関係府県が連携して中間育成をし、放流をするという計画を立ててございます。

2番目の、このための体制でございますが、拠点化をいたしますので、より効率化を図り、コスト削減を図って参りたい。また海域協議会各府県さんから生産技術研修員の派遣をしていただきまして、おおよそ2週間か3週間の短期決戦でございますが、交代で泊まりこんでいただいて、皆で共同して生産するという事でございます。

取組みのポイントが下にいくつかございますが、3年間やってきて、かなり技術的にも勉強をして進歩してきました。そこをさらに前向きに取り組んでいきたい。この5点の中身が2ページ以降にございますので、お開きいただきたいと思います。(1)水研センターさんとの「協力協定」、これは従来どおりでございます。生産尾数は12万尾、中間育成は70ミリ、採卵については香川県さんに担当していただいて、ここに標識をつけまして放流いたします。特徴的なのは(5)でございます、イカナゴシラスが大変不漁で、なかなか手に入りにくいということもありますので、昨年からイカナゴシラスに加えて、マイワシ・カタクチイワシのシラスを使った餌料実験をして参りました。非常に好調でありましたので、イカナゴシラスに加えてカタクチのシラスなどを餌にしながら飼育するという事で、新しい技術も導入できたということでございます。

次のページをお開きください、次に特徴的なのは(7)餌となるマダイ等のふ化仔魚の確保について。マダイの受精卵でございますが、これを確保するために各県からトラック輸送をしておりましたが、27年度は香川県下の養殖業者でマダイを養成し、マダイの受精卵を確保していこうということで、香川県の皆さんには大変御尽力をいただいているところです。ただし緊急対策としては、他の県さんにも協力をいただくという体制は残しておこうということでございます。

それから(8)新規でございます、これまでマダイのふ化仔魚については生きたものを使っていたわけですが、冷凍したものが使えないかということを前年に試験をしてみまして、非常に好成績であったということでございます。生きたものに加えて冷凍ふ化仔魚を各県さんの協力を得て、マダイだけではなくてヒラメも含めてふ化仔魚を確保していきたいと計画しています。

(9)人員体制ですが、各県から生産研修員ということで派遣をしていただくわけですが、今、全漁連さんも通じて、是非この種苗生産機関に漁業者の方々にも一度見に来ていただいて、1日でも半日でも結構ですから応援をしていただいたり、一緒に飼育に参加をしていただいたりといった機会もできないかなということで、水研さんにも御相談をしているところでございまして、是非瀬戸内海の共通資源でありますサワラをサワラの関係業者だけではなくて、多くの方々の皆さんの協力で、サワラの資源回復に、また課題となっております魚価、流通の問題にも取り組んで参りたいと思っております。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明について御質問等がありましたらお願いします。ございませんか。

それでは最後に、ただいまの資源状況、取組み状況等を踏まえまして、サワラに関する平成27年度の資源管理措置(案)と、これに係る本委員会指示(案)について、事務局から説明をお願いします。

(中瀬資源管理計画官)

平成27年度サワラ広域資源管理の取組(案)について資料1-4を用いて御説明させていただきます。

資料の説明に入る前に、平成27年度取組(案)について基本的な考え方を述べさせていただきます。先ほど瀬戸水研の石田主幹研究員より御報告がありましたように、近年のサワラ瀬戸内海系群の資源状況は回復傾向であるが、資源水準はいまだに低位であり、本格的な資源回復の目安となる指標には未だ至っていないという状況とのことでした。このことから、これまで漁業関係者の御理解、御協力のもと、瀬戸内海関係11府県が連携をして取り組んできております、サワラ広域資源管理の取り組みについては引き続き実施していくことが重要であると認識しております。よって26年度まで実施してきた取組み内容を27年度も継続していく考えでございます。なお、この考え方につきましては、本年1月22日に開催しました「サワラ検討会議」及び2月12日に全漁連主催で開催された「サワラ資源管理漁業者協議会」において、関係府県の行政、研究者並びに漁業者の皆様のご了承を得ておりますことを申し添えます。

それでは資料の説明に入ります。1ページ目に平成27年度サワラ広域資源管理の取組(案)ということで、1. 資源管理措置のうち(1) 漁獲管理について瀬戸内海とその周辺の海域・漁業種類ごとに実施する休漁期間等の取組みを一覧表に整理しております。それぞれの海域、灘で実施する取組みの内容は全て前年度と同じとなっております。(2) 種苗放流については先ほど市村参考人からも御説明がありましたとおり、26年度と同様に瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会と、水研センターが連携・協力する共同種苗生産・放流体制を構築し、健全種苗の適地、適正サイズでの種苗放流を推進し、資源造成に取り組めます。(3) その他の資源管理措置といたしまして、従来から取り組んでいる定期休漁日、船上受精卵放流等の取組みを継続するよう努めていただくこととしております。次のページに、先ほど説明した(1)の漁獲管理の内容につきまして瀬戸内海と、その周辺海域の灘ごとに整理した海域図をつけております。吹出しの中の内容がそれぞれの海域、灘で実施される取組みです。先ほど説明したように、休漁期間の取組み等をはじめ、全ての取組み内容は前年度と同じとなっております。

次のページをご覧ください、平成27年度サワラ共同種苗生産放流体制(案)を示しております。こちらも先ほど市村参考人のほうからの御説明にもありましたように、27年度の計画種苗生産尾数につきましては前年度と同じ12万尾となっております。また、これまで種苗生産を大阪府の水産技術センターと瀬戸水研の屋島庁舎の2カ所で行ってございましたけれども、27年度は屋島庁舎の1カ所に拠点化して実施することとなっております。

次のページをご覧ください。漁獲管理の取組みを担保するために本委員会から発出する予定の委員会指示の内容につきまして、第26号（案）ということでお示ししております。定義として対象となる水域区分、流し網の網目の制限、水域ごとの休漁期間、及び一部漁業の漁獲量制限など、27年度に瀬戸内海で取り組む内容が記載されております。こちら前年度の委員会指示の内容から変更は特にございませぬ。以上の委員会指示を含む、平成27年度のサワラ広域資源管理の取組（案）について御審議のほどよろしくお願ひします。

最後のページには、平成27年度に岡山県が実施する放流効果調査の実施計画書を示しております。こちらの実施内容につきましては平成26年度に実施しました内容とほぼ同じとなっております。平成27年度サワラ広域資源管理の取組（案）につきましての説明は以上です。

（長野会長）

ありがとうございました。来年度のサワラの資源管理措置については引き続き、漁獲管理と種苗放流とを一体的に実施していくこととし、資源管理措置の公的担保として、漁獲管理措置と同一内容の本委員会指示を設定したいとのことでした。なお瀬戸内海の隣接海域においても、瀬戸内海と同様の取組みが行われるように御協力をお願いする予定であると聞いております。ただいまの説明につきまして、御意見等がございましたら賜ります。御意見等ございませぬか。

それではサワラの資源管理に関し、来年度の取組みとこれに関わる本委員会指示について原案どおり承認することとし、今後の事務手続上、文言の訂正等があった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

（長野会長）

それでは原案どおり承認いたします。

（議題（2）燧灘カタクチイワシ広域資源管理について）

（長野会長）

次に議題（2）、燧灘カタクチイワシ広域資源管理についてに入ります。今年度の実施状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（中瀬資源管理計画官）

それでは平成26年度燧灘カタクチイワシ資源管理の取組につきまして資料2を用いて御報告させていただきます。燧灘カタクチイワシの資源管理につきましては、広島県、香川県、愛媛県の3県の漁業関係者、行政、研究機関と瀬戸水研、瀬戸内漁調が連携協力して実施しております。燧灘カタクチイワシの資源管理体制と、燧灘の機船船びき網漁業（カタクチイワシ）の操業開始日の決定手続については参考資料の6から7ページ

に一応添付させていただいておりますので必要に応じて適宜御参照ください。

それでは資料について御説明します。1 ページ目をご覧ください。燧灘カタクチイワシ資源管理の取組みの1. 操業状況ということで、燧灘の瀬戸内海機船船びき網によるカタクチイワシ漁の操業開始日につきましては、関係3県で連携する取組みを行っております。操業開始日の決定につきましては瀬戸水研の伯方島庁舎において、毎年1月から3月までの3カ月間、地先の海水温を計測し、その積算水温が判断基準である1,050度を上回るか、下回るかによって判断することとしております。26年の1月から3月までの3カ月間の積算水温は903度ということで、1,050度を下回っていたことから、26年のカタクチイワシの産卵は晩期化傾向であると推定され、決定手順に従い関係3県の漁業者が出席し開催された燧灘カタクチイワシ資源管理協議会において操業開始日は6月10日以降にするということが合意されました。それぞれの操業開始日ですけれども、広島県は6月16日、香川県と愛媛県は6月11日となっております。なお、愛媛県のいわし機船船びき網につきましては6月13日から操業を開始しております。これらを含め26年の操業状況ということで各県の漁業別の操業期間、あと定期休漁日の取組みについて資料の右側にお示ししております。

次のページをご覧ください。2. 燧灘カタクチイワシ資源状況ということで、各年の漁獲量と初期資源尾数の動向を棒グラフにてお示ししております。数字は記載しておりませんが、2014年（平成26年）の漁獲量は、ほとんど漁獲がないのでちょっと見づらいかもしれませんが、黒色で示しているシラス（チリメン）の漁獲量は4トン、白色で示しているカタクチイワシは6,772トン、合計で6,776トンとなっております。ここ数年は1万トン程度の漁獲量で推移しておりましたけれども、26年につきましては大きく減少しております。

次に26年の初期資源尾数については、8.6億尾と算定されております。こちらも前年を大きく下回っております。ただし、この初期資源尾数につきましては、その年の漁獲量に基づき算定する手法を用いております関係で、26年が著しい不漁であったこともあり、出漁そのものが控えられた影響もあり、実際の資源量より過小評価されている可能性がありますことを申し添えます。

以上のことを踏まえまして、燧灘における親魚を含めたカタクチイワシの資源水準は低位、動向は減少と資源評価されております。

燧灘のカタクチイワシ漁については、近年不漁が続いており、特に26年は著しい不漁であったことから、香川県では漁業者による知事への陳情等が行われたと聞いております。27年度につきましては、それを受けて、香川県では調査研究を拡充することとし、他の2県と連携、協力しながら、カタクチイワシの不漁原因の究明を目的としたさまざまな調査を実施することとしております。燧灘カタクチイワシ広域資源管理についての報告は以上です。

（長野会長）

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、何か御質問等がありましたら、お願いいたします。ございませんか。

会議自体が順調に進んでいるわけですがけれども、予定どおりここで15分ほど休憩を

とらせていただきます。手元の時計で14時50分に再開いたしますので、よろしくお願いたします。

休憩 2時32分

再開 2時50分

(長野会長)

それでは、議事を再開したいと思います。

議題(3)に入る前に、ただいまの議題(2)までのところについて、御意見等ございましたら、ここで1回聞いておきたいと思っておりますけれども。

(中瀬資源管理計画官)

先ほど、燧灘のカタクチイワシの資源管理の取組の中で、燧灘における資源評価のお話をさせていただきましたけれども、燧灘という限られた海域では資源水準は低位、動向は減少であるというような報告をさせていただきましたが、御心配になられる方もいらっしゃるかと思います。実際瀬戸内海のカタクチイワシの資源評価につきましては、瀬戸内海系群として全体で評価されておりますので、その評価を行っております瀬戸水研のほうから、瀬戸内海全体の系群について御説明いただければと思います。

(藤井部長)

瀬戸内海区水産研究所の藤井です。先ほどの御説明に少し補足させていただきたいと思っております。

先ほどのお話にありましたけれど、配布されました資料の2ページ目になります、真ん中あたりにあるカタクチイワシの初期資源尾数の動向を見ると、非常に危機的な数字が見えるのですが、これは先ほども説明がありましたように、この一番最近の年というのは、昨年の漁獲情報からの推計になりますので、漁獲が不振で、出漁が控えられたため、かなりかどうかというのは、来シーズンになってみないとわからないのですが、過少評価になっている可能性があるということは気をつけていただきたい点の一つです。

それから、瀬戸内海全体として考えたときに、2014年のカタクチイワシの漁獲は、めちゃくちゃよかったという海域はないのですが、全体としてみれば、まあ中位にあると担当者も申しております。なので、この先の動向は気をつけて見ていかなければならないところですが、今年シラスがこれだけ少なかったから、来年はもう燧灘でカタクチイワシも来なくなる、もうお先真っ暗、という状況ではないと、我々は今のところ考えております。

カタクチイワシの近年の動向ですが、太平洋のほうでも減少傾向が見えてきてまして、マイワシが一方で増えていますので、そういった魚種交代という話もございますし、先ほどのカタクチイワシの資料の、近年の1月から3月の積算水温ですが、最近、1月から3月にしては低い年が続いていますので、これがカタクチイワシの再生産にどのような影響を及ぼしているかというあたりも気になるところです。瀬戸内水研としまし

でも、体制を強化して、このあたりの解明にこれからもあたりたいと思っておりますので、原因解明につきましてはもう少しお時間をいただきたいと思えます。

それから、現状の把握につきましては、また関係の皆さんの御協力をいただきたいと思えます。必要がございましたら、次回の会議あたりには担当者が来て、直接御説明することも考えたいと思えますので、またよろしくお願ひいたします。

(黒萩資源管理推進室長)

我々が水研センターの資源評価で聞いているのは、カタクチイワシ瀬戸内海系群という資源については、資源状況は中位で横ばいということですが、そのあたりはそうですね。燧灘系群というものは存在しないし、資源全体としては瀬戸内海系群として評価してあるものですね。

(藤井部長)

瀬戸内海全体としては中位と考えております。漁業の単位として燧灘というものはあるんでしょうけれど、カタクチイワシは燧灘の中だけで生活するような隔離されたものではございませんので、後から入ってくるものも当然ございますので、そういうことを考えますと、まだ全体としては中位にあると考えております。

(黒萩資源管理推進室長)

横ばいということですか。

(藤井部長)

それは昨年の評価の段階でそうですので、2014年を受けて、将来どうなるかはわからないですが、ここまで急激に減る兆候は直前までは見られていなかったという状態になります。

(黒萩資源管理推進室長)

わかりました。

(長野会長)

ただいま、議題(2)の燧灘カタクチイワシ広域資源管理についてのところでの補足説明がありました。この説明につきまして、御意見等、また、お願ひします。

(山田委員)

すみません、ちょっとお聞きしたいんですけど、大阪湾で私らカタクチイワシの漁業をしているんですけども、平成7年まで春、秋とシラスが獲れておりましたけれども、8年から急に秋シラスが獲れなくなってきた。しばらく獲れなかったんですけど、平成14年、この年は大変、春も秋もたくさん獲れていたんですけども、それからまた全然秋シラス漁に出られないような状態になっています。私もずっと以前から古く船曳網をやっていますので、昔、潮岬のところに冷水塊があると不漁が続くと言われてお

ったんですけれど、逆に今思えば、冷水塊があったほうが紀伊水道、黒潮が蓋をしてないので、かえってよかったなと思います。ここ何十年も潮岬の沖合に冷水塊がなくなっ
てから、だんだん瀬戸内海の栄養塩もなくなっているというか、余り黒潮が紀伊水道に
入り込んできますと、深層水が入ってこないということで、大阪湾も瀬戸内海もそうい
った分でも、結構昔と比べて今はもう栄養塩も少ないということで、冷水塊が漁獲量に
影響をしているのかあるいは、周年によって何十年周期という、先ほどマイワシが増え
てきたので、カタクチが減っていく傾向があると言われてはいますが、我々も平成7年
から、カタクチイワシがものすごく減っている感じがしていますね。ちょっとその辺、
もしわかれば、説明をお願いしたいと思います。

(長野会長)

それでは、回答をお願いします。

(石田主幹研究員)

兵庫県の山田委員さんがおっしゃるとおり、熊野灘、紀伊水道の東側の冷水塊という
のも、もう十何年間ほとんどできていない状態が続いています。ということは、黒潮が
非常に強く紀伊水道に突っ込んでいって、栄養塩の低い状態が続いているというのは事
実かと思います。

一方、質問の最初のほうにありましたように、秋シラスの漁が非常に悪いと。兵庫県
さんの調査で、カタクチイワシの卵が秋にたくさん獲れた年であっても秋シラスが悪い
という年が結構続いているというのも聞いております。ということで、栄養塩が少ない
からシラスの生育環境が悪いんじゃないかという御懸念というのも、ごもつともかと思
うんですけれども、この因果関係については、私どもも担当が調べておりますが、はっ
きりとしたものはまだ出ていないんです。

秋シラスがなぜ獲れなくなったかというのも、シラスは漁場形成要因にも非常に影響
されるということと、あと稚魚、卵が発生しても、その後の生き残りが、どういったも
ので決まってくるかというのは、まだ調査中で結論が出ておりません。大変申しわけな
いんですが、私どもではっきりこうだというお答えができるほどまだデータというか、
解析も進んでいけませんので、これから、部長の藤井が申したように、カタクチイワシは
瀬戸内海で一番資源量の多い重要魚種ですので、この辺も強化して、宿題と受けとめて、
答えが出せるようにしていきたいと思います。申しわけありません。今のところはちょ
っとお答えできません。

(山田委員)

はい。

(長野会長)

それでは、最新の状況と、それについての所見等については、機会がありましたらお
願いしたいと思います。その他、ございませんか。

(議題 (3) トラフグ広域資源管理について)

(長野会長)

それでは、議題 (3) のトラフグ広域資源管理についてに入っていきます。トラフグ広域資源管理の検討状況について、水産庁より御説明をお願いいたします。

(城崎課長補佐)

水産庁管理課城崎でございます。よろしくをお願いいたします。すみません、座って説明させていただきます。

資料の3をお手元に御用意ください。資料の3「トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理について」という資料でございます。

この資料の体裁は、1ページ、2ページの両面のものと、その次にフローチャートをつけております。そして、最後の数ページは、昨年11月に開催しましたトラフグ資源管理検討会議の概要メモを参考までにつけております。そのような構成の資料で説明をしていきたいと思っております。

そして、まず1ページ、表紙に戻っていただきますと、1. にこれまでの経緯と現状を書いております。この(1)(2)、ここが昨年の11月にこの場でお話しした状況でございます。若干振り返りながら説明をしたいと思っております。

まず、(1) 資源管理のあり方検討会取りまとめであります。昨年の3月に水産庁に設置されました有識者による検討会議の取りまとめが昨年7月に行われました。そして、その中で、トラフグにつきましては、関係漁業者等が参画する横断的な検討の場を設けて、統一的な方針のもとで資源管理を推進すべきという提言をいただいております。これを受けまして、水産庁では、関係府県、関係漁業者の方々に説明と協力の要請をして参りました。

そして、(2)、これが、昨年のちょうど11月に開催されました、前回のこの委員会でお話ししたことでございますけれども、そういう検討会の取りまとめを踏まえまして、水産庁としますと、これまでトラフグというのは瀬戸内海及び日本海・九州西の広域漁業調整委員会でいろいろな議論をしてきたわけでありまして、各委員会に所管する海域を越えて分布回遊するトラフグの生態にも鑑みまして、その資源管理につきましては、トラフグの関係府県と関係者が参画する横断的な検討の場を設けて実施していき、その上で、この広域漁業調整委員会とも連携していきたいと、このような話をさせてもらいまして、こちらの委員会からも御了解いただいたという経緯がございます。

そして、この(3)が、昨年の11月に行ったものでありますけれども、山口県下関市におきまして、トラフグ資源管理検討会議を開催いたしました。ここには、トラフグの漁獲実績のある20府県の関係漁業者、行政・試験研究機関、関係の団体、そして市場流通関係者に参画いただきまして、開催をいたしました。ここで市場流通関係者まで含めましたが、生産から流通、さまざまな面で資源管理に一致団結する体制をつくらうということで、生産から消費流通まで関係者に参画いただいたものであります。

そして、この検討会議では、①②と書いてありますけれども、種苗放流、調査研究と連携を図って、トラフグ関係者が一体となって資源回復に取り組むこと、それと、トラ

フグ資源の回復に向けて、海域別、これは瀬戸内海と九州・山口西方海域と有明海と日本海中西部というふうに区別しておりますけれども、そういう海域別にグループ分けをして、そしてそれぞれの中に、未成魚の漁獲抑制、種苗放流、成魚保護、そして、産卵場・成育場の保全の4つの作業部会を設けて、その作業部会の議論を中心に具体的な取組みを検討していくということで、その中でも、今のトラフグの漁業の状況ですが、尾数換算で7割ぐらいが未成魚で獲られているという実態もあるものですから、その未成魚漁獲抑制に優先的に取り組もうということについて、合意をしたわけでありました。

そして、1ページめくっていただきますと、先ほどのフローチャートがございます。このフローチャートの真ん中に緑でありますものが今、御紹介をしたトラフグ資源管理検討会議でございます。そして、右上の栽培、これは、海づくり協会さんが主体となっておりますけれども、海域栽培漁業推進協議会であります。そして、左側。こちらは、瀬戸水研に中心になってもらっておりますが、トラフグ全国協議会という研究の組織がございます。こういうものが三位一体となってトラフグの資源管理を進めていくということで、右側にあります広調委とは適宜連携をしていくと、このような全体の体制となっているわけでありました。

そして、左側のほうには、黄色の四角で、トラフグ関係20府県と書いてございます。この20府県といいますのは、今現在、瀬戸水研が取りまとめております資源評価に漁獲実績を提供いただいている府県でございます。この20府県でまずは取組みを進めるという状況でございます。

そして、海域別の作業ブロック分けを先ほども言いましたけれども、ここには大阪府さんは入ってございません。大阪府さんは、この20府県の水研の水揚げに登録されていないものから入っていないんですけれども、場所柄、あと、トラフグとの関係の重さから、今、オブザーバーとして参加をいただいているという状況でございます。

そして、もう1ページめくっていただきますと、その裏に、海域別・課題別作業部会構成表がございます。これが、先ほど説明をしました、左側に海域として日本海中西部、九州・山口西方海域、瀬戸内海、有明海、この4つの海域を分けてございます。その海域に対応して、右側のほうの、先ほど御紹介した未成魚、種苗放流、成魚保護、場の保全の4つの作業部会を設けまして、それぞれ漁業実態等に応じて、構成を決めております。この瀬戸内海につきましては、未成魚の漁獲抑制を中心に、種苗放流、成魚保護と場の保全について、グルーピングをしております。瀬戸内海の部分で、九州の県、宮崎県と鹿児島県が入っておりますけれども、これは、海域別に分けるけれども、トラフグの生態を踏まえると、瀬戸内海と一緒に議論したほうがいだろうということで、未成魚の漁獲抑制については、宮崎県、鹿児島県も瀬戸内海のグループに入ってもらおうという整理としております。

そして、また1枚目の紙に戻っていただきたいんですけれども、1枚目の最後の(4)でございます。先ほど御紹介したように、トラフグが尾数換算では7割のものが未成魚で獲られている実態を踏まえ、未成魚の漁獲抑制にまずは取り組むこととしておりまして、昨年11月の検討会議の後、現在まで2回の作業部会を開催しております。これは、瀬戸内海、九州・山口西方及び有明海、各3海域について、それぞれ2回で、計6回の作業部会を開催しております。

そして、その作業部会では、1つは、具体的な資源回復目標を設定しようということがございます。これは、資源回復に取り組む時に、どの辺を目指すのかという基準値がないとなかなか取組みが具体化しませんので、過去の資源回復計画の取組みも踏まえながら、どのあたりまで資源を回復させるのかという目安を今検討しているところであります。

そして、1ページめくっていただきますと、次、②としまして、平成27年度の管理措置についても検討をしております。

そして、③としまして、平成28年度以降の具体的な取組みについても議論をしており、加えて、資源評価の精度を高めるためには、トラフグの漁業実態をより把握する必要があると考えており、今、各県には、この春には、また小さなフグが各県の地先を回遊する時期にあたりますので、そのタイミングを逃すことなく、きちんと漁業実態調査していただくようお願いをしております、各県で計画づくりを進めてもらっているという状況でございます。

そして、この28年度以降の取組み、今まで以上の取組みをする場合には、当然漁業者に対する取組み支援もあるものですから、そこについてどのようなものが必要かということも議論している状況です。

そして、トラフグにつきましては、栽培漁業の重要種でありまして、この資源管理と種苗放流を組み合わせるということが、非常に相乗効果が期待されるところでありまして、現在、九州と瀬戸内海の海域栽培漁業推進協議会で、種苗放流の有効化等による資源の維持・造成のための広域プランを本年度内に策定するという取組みが進められているところでございます。

そして、今後の取扱いにつきましては、4つほど書いております。

まずは、今御紹介をした未成魚の漁獲抑制作業部会でございますけれども、これは先ほど申し上げたように、今年の春を念頭におき、短期的に、現在持っている知見で可能な限りどういう取組みができるのかを具体化する作業を急いでいるところであります。

そして、もう1つは、先ほど御説明したような平成28年度以降を見越して中長期的に実施すべき管理措置のあり方ですとか、そういう取組みをするときに、どのような支援策が必要かということについて議論をしております、今後も各作業部会を開催するつもりであります。

そして、各海域別作業部会の合同部会というものを開催しまして、それぞれの海域でどういう議論が行われていて、どういう方向性になっているかということ、海域によって若干取組みの中身、方向性が違うんですけれども、つまるところトラフグ資源の管理の一つのパーツごとになりますから、その海域間の相互の情報共有と意見交換もこれから実施をして参る考えであります。

そして、未成魚の作業部会はそういう状況でございますけれども、その他の作業部会、これは、成魚保護と産卵場・成育場の場の保全に関する作業部会でございますけれども、こちらにつきましては、漁業実態の把握ですとか、既存のデータをもう一回整理してみ、そして、必要な調査をお願いして、それらを踏まえながら、27年度内の立上げを検討しています。

次に、種苗放流につきましては、先ほど御紹介したとおり、資源管理組織と連携した

放流効果の高い場所への集中的な種苗放流を実施して、資源を維持、回復するということがありますけれども、もとより、種苗放流された稚魚が、できるだけ長く回遊できるように、小さな魚の獲り控えも重要ということで、資源管理の部局と栽培漁業の部局の連携で、これから取り組んで参りたいと考えております。

そして、(4)としますと、平成27年のトラフグ資源管理検討会議でございます。これは、昨年11月に第1回目を開催しましたけれども、その後の本年度の予定として、トラフグにつきましては、他の魚種と同様に、本年11月の秋口に資源評価がまとまります。その資源評価が公表された後に、資源評価の結果ですとか、今進めております作業部会の検討状況、本年度にとった取組み、そういうものの報告を内容として開催したいと思っております。

以上が現状の取組み状況でございます。そして、最後につけておりますのは、先ほど御紹介したとおり、昨年11月に開催をされました第1回目のトラフグ資源管理検討会議の概要でございます。お時間のあるときに御一読いただければと思っております。こちらの資料につきましては、近日中に水産庁のホームページにも掲載する準備をしておりますので、そちらもご覧になっていただければと思っております。トラフグについては、以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

(議題(4) 広域魚種の資源管理について)

(長野会長)

それでは、また次の議題に入っていきたいと思っております。広域魚種の資源管理についてに入ります。この議題の進め方につきましては、資源管理のあり方検討会後の取組、太平洋クロマグロの資源管理、そして、TAC魚種以外の広域重要魚種の資源管理の順序で進めて参りたいと思っております。

それでは、第1番目の、資源管理のあり方検討会後の取組について、水産庁より御説明をお願いします。

(城崎課長補佐)

引き続き、私から御説明いたします。お手元に資料の4-1を御用意ください。資料の4-1、資源管理のあり方検討会の取りまとめを受けての対応についてということで、昨年11月の前回委員会で御案内した内容の現在の進捗状況をまとめたものでございます。この資料自体は、昨年11月の本委員会の資料と体裁は基本的に一緒でございます。一緒といいますのは、資料の、裏表にありますけれども、丸で書いてあるところと、その下の四角のところについては、前回の委員会と一緒のものでありまして、これはあり方検討会の取りまとめの内容そのものを書いてございます。その各事項について、現在の進捗状況を御説明いたします。

まず1つ目、自主的資源管理の高度化ということで、あり方検討会では、四角にありますとおり、資源管理指針・計画体制の効果等について漁業者みずからが評価・検証を実施すべきであるという提言をいただきました。それにつきまして、現在の進捗状況でありますけれども、大臣管理漁業（14計画）、都道府県管理漁業（1,680計画）につきましては、2月中に漁業者みずからによる自己点検を完了いたしまして、その全てが関係団体や都道府県から国に報告されております。現在、その状況を整理している最中でございます。点検の内容といいますのは、ここに括弧で書いてありますが、漁獲量の変化ですとか、CPU Eの変化ですとか、資源の状況、これは科学的なもの以外にもその漁業者の感覚としてはどうなのかと、取組みをする前と取組み後でどういう状況があったかというのを、漁業者関係を含めて素直に書いてもらうという自己点検をしたところでございます。その点検結果は今整理中でございます。平成27年度からは、この計画の全体について、国あるいは都道府県が評価・検証をして、その評価・検証を踏まえて、いいものはそのまま継続してもらい、まだなかなか改善の余地があるというものについては、見直しをしていただいて、よりよい計画をつくってもらうという取組みを進めて参る予定としております。この評価・検証につきましても、各県、各地域の事情はさまざまありますので、国から統一的なマニュアルといいますか、様式といいますか、そういうものを定めるのではなくて、浜ごとに資源管理協議会などの場を通じて、取りまとめを行ってもらうというふうに考えておまして、とはいいまして、その考え方の統一性が何もないのも困るものですから、先日には水産庁で関係府県の担当者呼び寄せて、会議を開催しました。そこでは、評価・検証の手順ですとか、あるいは水産庁が幾つかピックアップをしました事例の評価・検証、改善の方向性と、そういう取りまとめもしておりますので、そういうものも参考に自県の計画に合わせて取り組んでもらうよう、打合せなりを開催しているところであります。

次に、この資源管理のあり方検討会では4つの魚種について、個別に資源管理の議論がなされました。一つ目の、マサバ太平洋系群につきましては、あり方検討会では、大中型まき網漁業の一部漁船が本年、これはもう昨年のことになりますけれども、秋をめどに、試験的なIQに着手をするということで、その進捗状況としますと、昨年の10月から大中まきの実績の半分の5隻を対象として、試験的なIQが実施されております。この10月から本年6月までの9カ月間、データ収集等を行っているという状況でございます。データの収集がまとまり、解析ができ次第、また皆様に御紹介したいと考えております。

そして、1ページめくっていただきますと、スケトウダラでございます。なかなかこちらの広調委の関係県には馴染が薄いかもしれませんが、スケトウダラの日本海北部系群につきましては、あり方検討会では、TACをABCと等量か近いものとし、TAC以外の資源管理措置も実施しながら、漁業者の窮状緩和策等を総合的に検討すべきとの提言がなされました。これにつきましては、本年の2月に開催されました水産政策審議会におきまして、平成27年漁期のTACはABCと等量に設定されております。そして、そのTACの管理の方法と、TAC減少に伴う影響緩和策につきましては、北海道の関係漁業者等とさまざまな調整をしている状況でございます。

そして、太平洋クロマグロにつきましては、後ほど1つ項目を設けて、詳しく御紹介

したいと思っておりますので、割愛させていただきます。

そして、トラフグにつきましても、先ほど御紹介したとおりでありまして、繰り返しの説明はいたしませんけれども、今現在、資源管理検討会議を踏まえて、いろいろな取組みを、作業部会を中心に議論している状況でございます。この議題についての説明は、以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見等ありましたら、お願いいたします。ないようですので、次の議題(4)2の太平洋クロマグロの資源管理について、水産庁より御説明をお願いいたします。

(城崎課長補佐)

太平洋クロマグロにつきましては、資料は3種類ございます。1つは、横置き資料で、資料の4-2-1「太平洋クロマグロ資源管理について」という資料と、資料番号はふっておりませんが、3月6日の水産庁プレスリリースが1つ、それと、1枚紙両面書きでありますけれども、資料の4-2-2という、3種類を順に御説明したいと思います。

まず、資料の4-2-1、横置き資料をお手元をお願いいたします。資料をおめくりいただきますと、細かな字の文章が入っております。こちらは、今年の1月5日に、我がほうの資源管理部長名で各都道府県の水産主務部長宛に出した文章であります。内容は、基本的にはこれまでの委員会、この広調委ですとか、全国協議会、あるいは各県の担当者に対する説明のとおりでありまして、特に目新しいことが書いてあるわけではございません。この1月から実施をします未成魚漁獲半減取組みに向けた内容を整理したものでございます。幾つかかいつまんで御紹介をしますと、1ページの左側に管理目標ということで、現状の親魚の資源量を10年以内に歴史的中間値まで回復させるということ掲げております。その目的のために、漁獲の上限を決めまして、まき網と沿岸で振り分けをする。その沿岸については、2,007トンで管理をしていくという状況についても御説明したとおりであります。

そして、その沿岸漁業につきましては、かねて各県の漁業者、行政機関と調整してきましたけれども、全国を6ブロックに分けて、ブロック別に上限を設けて管理をすることで、今、ブロックごとに取扱いの方針を議論して、この1月からの取組みに対応しているところであります。そして、管理年につきましても、これも秋の広調委で煮詰めましたが、7月1日から6月30日までというのを、その漁業実態に合わせてやる。一部4月1日からもありますけれども。本年1月からの取組みと管理初年については、本年に限って1年6カ月、一部地域においては1年3カ月という、少し変則的な取組みで開始をしているところであります。

そして、もう1ページめくっていただきますと、左側に(4)としまして、漁獲モニタリングが書いてございます。これは、この委員会の委員会指示とも連動する部分がございます。これについては、後ほど御説明したいと思っておりますけれども、この漁獲モニタリングが本年1月から本格的に実施されております。今現在の報告頻度は、1

月からはその月の水揚げの状況というのを翌月末までに御報告をいただくということで、各漁業者、漁業協同組合、また各都道府県さんには非常に御協力をいただいているところでありまして、改めて感謝申し上げる次第であります。そして、今は、月締めを1カ月後にもらうと話しておりますけれども、今後、漁獲の状況に応じて、報告頻度を上げていくということも検討しております、その際には改めて水産庁から都道府県に御連絡をする予定にしております。

そして、今、ちょっと違う資料で、2つ目の資料、先ほどプレスリリースの資料がありますという話をしましたけれども、この3月6日付のプレスリリースというのが、1月末の取りまとめが2月に上がってきて、それを取りまとめ、3月6日付で公表したものであります。真ん中あたりに、2. 漁獲状況とありますけれども、平成27年1月の30キロ未満の小型魚の漁獲が343トンと言うことです。この内訳が、沿岸漁業のひき縄、定置網等が94トン、大中型まき網によるものが246トン、近海竿釣り漁業等が3トン、このような状況になっております。そして、もう1ページめくっていただきますと、細かな漁業ごと月ごとのグラフがどんどん積み上がっていくことになっておりますけれども、まだ初回でありますので、グラフ自体は非常にスカスカの状況になっておりますが、これは逐次更新をしながら、またホームページに掲載をしていきたいと思っております。今の1月の取りまとめでいきますと、343トンの水揚げがあったというところであります。

そして、そこがこの(4)の漁獲モニタリングでありまして、それ以降、水揚げの状況に応じて、注意報ですとか警報、特別警報、最終的には操業自粛要請というように、状況に応じて、各方面への協力をお願いするということにつきましても、従来と変更はございません。

そして、1ページめくっていただきますと、主なスケジュールが書いてあります。左から、平成27年、本年の1月以降から9月ぐらいまでの大ぐくりの予定を書いております。現状は、この1月以降、3月初旬のところでありまして、3月初旬の漁獲モニタリングについて、今御紹介したとおりですけれども、実際に操業する方々に対しては、この1月以降、太平洋クロマグロを対象とする漁業を強度資源管理タイプへ追加するというのを念頭に、国、都道府県の資源管理指針の変更等の作業が進んでおります。こちらは、共済契約の前に、漁業者は計画をつくる必要がありますし、その前提となります県の指針の変更というものを、漁業者の不都合がないように策定する作業を今、県と我がほうで進めている最中でありまして。そして、3月の中下旬でありますけれども、先ほどブロックごとに管理方針をつくって検討しておりますという話をしましたけれども、その管理方針がまとまり次第、こちら水産庁のホームページに掲載する予定としております。その後は、4月以降、国際会議の状況でございますが、そういう国際会議の状況ですとか、国内の取組みの進捗を内容とします報告会議を8月に予定しております。こちらは、ここ数年、毎年東京で開催しておりますので、こちらについてもぜひとも御参加いただければと思っております。そして、9月には、WCPFCの北委員会、クロマグロの長期管理目標に関する議論が行われる、そのような状況でございます。

そして、4ページ目になりますと、こちらには、太平洋クロマグロの加入量水準速報を、昨年12月のものでありますけれども、掲載しております。こちらは、年4回公表

する予定でありまして、次回は3月末にこの後の状況を公表する予定ではありますが、3月初旬のこちらの委員会では、恐縮ですが、昨年12月の部分を御用意させてもらっております。左側のグラフにつきましては、西日本におけるひき縄による養殖種苗の採捕尾数、すなわち、南西諸島海域で生まれたと推定されるものが、主に高知県ですとか長崎県でどれぐらい獲られているかというものの状況でございます。この状況を見ますと、漁獲が悪かった2012年を下回る可能性が高いのではないかとという速報を12月時点では出しております。そして、右のグラフは、日本海生まれのものでありまして、島根県の隠岐諸島での養殖用種苗の獲れ高として、曳縄モニタリング船の状況を掲載しております。こちら、2013年を下回る可能性が高いと考えておりまして、全体で見ますと今年の加入量の水準というのは2012年を下回る可能性が高い、これが昨年12月の加入の見通しでございました。この後の状況は、先ほど申し上げたように、3月末ごろに公表予定でありますので、そちらもまたご覧いただければと思っております。

そして、次の5ページにつきましては、遊漁への取組みであります。このクロマグロの話をごちらの広域調整委員会でも随分長いこと検討をお願いしておりますけれども、その際に各方面からは、遊漁の取組みはどうするんだということをたびたび御指摘いただいております。これまでは、遊漁の実態を踏まえて、その状況に応じて検討しますという話をしておりましたけれども、今現在、遊漁によるクロマグロの採捕状況の調査をしているところであります。右側に二つほど四角がありますけれども、四角の下のほう、青枠で囲っておりますが、回答時期、これが今年の5月末に公益法人日本釣振興会からいただくことになっておりまして、昨年の1月から12月までの1年間にどれぐらいのクロマグロが獲られ、あるいはリリースされたかというものの調査をまとめていく予定でありますので、その状況を踏まえ、必要な対策を講じて参る考えであります。

そして、最後のページは、水産庁には「くろまぐろの部屋」という1つのホームページを設けており、今申し上げたようないろいろな資料、漁獲の状況、そういう関連する資料を掲載して、逐次更新していく予定でありますので、こちらもご覧いただければと思っております。

それで、ちょっと補足をしますと、先ほど冒頭で、各6ブロックに分けて、個別に議論をしており、その中で、ブロックごとに対応方針を決めてやっていくという話をしましたが、こちら、瀬戸内海につきましては、紀伊水道など、太平洋の海域と重複する部分がございます。そこを一体として管理したほうがいいたろうということで、太平洋南部ブロックと瀬戸内海ブロック、それを一体として管理をする方向で、関係県との調整を進めていることをちょっと補足させていただきます。これにつきましては、また管理方針をまとめましたら、皆様に御紹介したいと思います。

そして、最後の1枚紙の資料の4-2-2をお手元をお願いいたします。ちょっとすみません、話が長くなりましたので、1回ここで会長にお戻しをして、御意見をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(長野会長)

太平洋クロマグロの資源管理の資料4-2-1とプレスリリースの資料、これについての御説明がございました。これについて、御意見等ございましたら、お願いいたしま

す。

それでは、資料4-2-2に基づきます、沿岸くろまぐろ漁業承認制にかかる漁獲実績報告について、水産庁より御説明をお願いいたします。

(城崎課長補佐)

それでは、私から引き続き、御説明いたします。資料の4-2-2をお手元をお願いいたします。こちらは、「沿岸くろまぐろ漁業承認制にかかる漁獲実績報告について」でございます。

前回11月の委員会で承認制に係る一連の委員会指示を発出させていただきましたけれども、その際、漁獲実績の報告については、漁獲モニタリングの実施と対応して、断続的に運用できるような体制にしたいという話をさせていただきました。現状と申しますと、御案内のとおり、この委員会指示で沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けた者には、漁獲実績の報告を求めているわけでありまして。

この義務付というのは、これまでは、期日と提出先を決めておりましたけれども、前回の委員会指示からは、提出だけが義務づけされている状況であります。その一方で、先ほど御紹介したとおり、今年1月からは、漁獲モニタリングが本格的に実施に移っておりまして、この漁獲モニタリングとこちらの委員会指示の漁積の報告の義務づけ、ここの整合性を図る必要があるという状況であります。

そして、2. としまして、課題でありますけれども、現在の状況と申しますのは、まずその漁獲モニタリングが始まっているという状況でありますので、沿岸くろまぐろ漁業を含むケースですとか、それ以外の沿岸漁業を対象として、関係都道府県さんにモニタリングの実施をお願いしているわけでありまして、実態と申しますと、各県傘下の漁業協同組合ですとか、個々の漁業者からの協力を得て、この委員会指示と同じ内容の実績報告を漁獲モニタリングで受けている、そういう状況でございます。

そして、この漁獲モニタリングを通じて、漁獲実績を遅延なく報告していただいている漁業者につきましては、個々の漁獲実績の把握がこの委員会指示で目的としておりますものと一緒でございますので、その部分が二度手間になるという状況で、事務負担になっているだろうと考えております。そのようなことから、今後の対応といたしまして、承認者のうち、みずからが漁獲した全ての漁獲量を漁獲モニタリングを通じて報告されている方につきましては、漁獲実績報告書の提出は必要ないという取扱いをしたいと考えております。しかしながら、(2) でありまして、漁獲モニタリングに該当しない、そちらのほうで漁績を報告していない承認者につきましては、従来どおり委員会指示の規定が適用されることになりまして、漁獲モニタリングと平仄を合わせるように、漁獲のあった月の翌月末日までに所定の様式の漁獲実績報告書を委員会に提出するというような二段構えにしております。漁獲モニタリングで提出された方、あるいはそれ以外の方というのは、我がほうで状況を全部把握できますので、委員会のほうに提出されていない状況が重大化するような場合は、その後の対応も考えなくてはならないと思っております。

そして、以上のような運用につきまして、一番下にその他で書いておりますけれども、前回の委員会で漁獲実績報告書の取扱いについて、必要な事項については、委員会が定

めることとするという御了解をもらっておりますので、以上の取扱いについて、関係の府県、関係の海区漁調整委員会に御通知をしたいと考えております。

その通知の内容として、裏面にめくっていただいたものを案文としてつけております。案文の下に、記として、(1)(2)(3)と書いてありますが、こちらにつきましては、今、頭紙で御説明したことと内容は全く変更はございません。繰り返しますけれども、漁獲モニタリングによって報告される方については、この委員会指示の漁獲実績報告書の提出は必要ないということと、それに該当しない者については、引き続き委員会指示の漁獲実績報告書の提出を義務づけ、かつ、その提出の期限というのは、漁獲モニタリングと平仄を合わせて、漁獲のあった月の翌月末までに提出してもらうという内容になっております。また、この漁獲モニタリングにつきましては、先ほど御紹介したように、今は毎月毎の翌月締めになっておりますけれども、今後、提出頻度に変更になる場合もございます。その場合には、そちらの漁獲モニタリングの取扱いに準じて対応していただきたいと、このような趣旨であります。この資料の4-2-2についての説明は以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。前回の瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示に基づく報告の運用についての御説明でした。沿岸くろまぐろ漁業承認制の漁獲実績報告については、漁獲モニタリングを通じて報告を行っている場合は、この広調委指示に基づく漁獲実績報告の提出を要さないという取扱いをする、という説明です。御意見等がございましたら、お願いします。ございませんか。

それでは、資料4-2-2の2ページに示されている案がございますけれども、当委員会としては、クロマグロの漁獲実績の報告について、この水産庁で説明があった案のとおりに進めることとして、了承することといたしたいと思っております。

それでは、了承することといたします。引き続きまして、議題(4)3、TAC魚種以外の広域重要魚種の資源管理について、水産庁より説明をお願いいたします。

(城崎課長補佐)

それでは、資料の4-3をお手元をお願いいたします。こちらの資料、「TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた整理表」ということで、この頭紙の一枚紙、こちらは、昨年11月の本委員会提出のものと、基本的には変更はございません。本日は、その後ろに、このTAC対象候補に挙がっております5魚種について、カタクチとシラスは分かれておりますけれども、過去の漁獲実績をつけてございます。左側が2013年、直近のものでありまして、もう一枚が東日本大震災前の資料でございます。これについて、御説明いたします。

この今のTAC対象候補に挙がっております5魚種につきましては、現在、TACの対象種は7種でやっておりますけれども、これに加えて、この5魚種を検討しているわけですが、漁獲量の順位が上から3位、10位、11位、15位、21位と、このように書いてあります。これが、従来7魚種にプラスして、計算上は12種類になるんですけれども、この12種類を踏まえると、大体日本の消費の8割ぐらいを占め

ることになります。ですから、このマダラぐらいまで本当に設定ができますと、日本で消費している魚の多くの部分は、管理の基礎となる一定の数量の目標ができるという理屈になるわけであります。

一方で、前回の整理表にも、右側に課題と書いておりますけれども、仮にそのTACを設定したと仮定した場合でも、実効性が確保されるのかどうかということについての現実的な問題があります。具体的には、カタクチイワシにつきましては、TACは量で決める制度でありますけれども、シラスのほうが魚価が高いのに対して量は少ないと。カタクチとシラスのとりわけ等々、技術的な困難があるということも御指摘のあるとおりです。また、ブリにつきましては、定置網が大きな部分を占めておりまして、これに対する管理手法ですとか、水揚げの予見性、このような問題もあって、ここを解決する必要があると考えております。また、ホッケとウルメについても資源量がまだきちんと整理されていないので、今、漁業者に対する信頼性ということでも課題があると思っております。これが前回の委員会でもお話をした内容であります。

そのような課題を解決する必要があるということは、当然のこととしましても、やはり大きな方向性としてしまえば、消費が大きいものですか、社会経済上の必要性が高いというものについては、TACという大きな枠にはめていく方向は、そういうものがあるんだろうと考えておりまして、それに向けて、いろいろな課題をこの広域漁業調整委員会あるいは漁業者、関係県と議論していく必要があると考えております。

そして、本日付けております漁獲の状況表をご覧くださいと思いますけれども、この瀬戸内海広調委の関係県のところには、薄く網掛けをしております。今回この紙を出した趣旨といいますのは、仮にTAC対象とした場合に、漁法の広がりですとか、関係県の状況がどういうものかというのを関係者の共有理解としようということで、御用意したものであります。瀬戸内海では右側のマダラ、ホッケというのは全部がゼロになるわけでありまして、それ以外のイワシですとか、ブリ類になりますと、この瀬戸内海の関係県にもいろいろ関わっております。この網掛け部分の県というのは、これからのTACの議論の当事者として整理されるんだろうと思っております。今後、いろいろな角度から検討して参りたいと思っております。

そして、冒頭の1枚紙にもありますとおり、資源が現状では良好であって、今すぐにTACを含めた資源管理をぐっと講じていく必要がないと見受けられる魚種もありますが、資源状況が良い今だからこそ、議論をしていく必要があるだろうというのは、資源管理のあり方検討会での指摘でもありますし、ここでの取組みを停滞させることで、もし将来、その資源が悪化したときに、あのときに議論を進めておけば良かったと後悔することがないように、必要な課題の整理ですとか、検討を一步前に進めていきたいと思っております。今後、魚種ごとに関係の都道府県、あるいは関係の漁業団体との連携や意見交換を進めていきたいと思っておりますので、それについてはまた改めて皆様に御案内したいと思っております。本件についての説明は以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいま、資料4-3について、TAC対象魚種以外の広域重要魚種の資源管理について、御説明がありました。御意見等ございましたら、願

いたします。

(議題(5)平成27年度資源管理関係予算の概要について)

(長野会長)

ないようですので、それでは、議題(5)、平成27年度資源管理関係予算の概要についてに入ります。それでは、御説明をお願いします。

(城崎課長補佐)

それでは、資料5をお手元にお願いいたします。資料5は、冒頭言葉で書いてある裏表の資源管理関係予算の概略を書いたものと、それ以降、各事業に相当しますポンチ絵としてありますが、図解で示した資料をつけております。この中で、特に資源管理と関連の深い1. 資源管理高度化推進事業について、御紹介したいと思います。

こちらの事業が、従来までやっておりました資源管理指針等推進事業と資源管理体制推進事業というものに、それぞれ「高度化」という言葉を加えて、二つの事業を統合して、組替新規として予算要求をしているものであります。

1ページめくっていただきますと、フローチャートがついておりますけれども、一番上の四角で囲んだ部分に、3つ黒ポツをつけております。1番目のポツは、この資源管理指針・計画体制、資源回復計画後の取組みでありましたけれども、これまで漁業者の参加促進が非常に大きなウェイトを占めておりました。もちろん、これからも参加促進というのは図っていくわけでありましてけれども、一方で、この指針計画体制も定着から、これからは必要な見直しを行って高度化を図っていくべきだろうということから、それぞれの事業に高度化という名前をつけて、予算要求しているものです。それと、その高度化の中には、先ほど御紹介をした資源管理のあり方検討会で、IQ制度の試験実施も含まれておりますので、そういうものの実施にも今対応できる予算となっております。

そして、一番下に事業構成ということで、黄色で囲っている部分がございます。こちらが今御紹介した資源管理指針等高度化推進事業、こちらにつきましては、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業等の、大臣管理漁業、あるいはトラフグですとかサバですとか、広域資源を対象とする漁業について必要な調査の実施をしていくものであります。このうち、この表が①、②、③に取り組む者に対する支援と書いてありますけど、①で言えば、左側に赤で囲んでおりますけれども、IQ方式の実証試験調査をやりますし、他の沖底やまき網、トラフグですとか広域種については、この一番右側の③に青で書かれている部分がありますけれども、こういう調査で必要な情報を集めてもらうということです。そして、関係漁業者による漁業者協議会を開催して、資源管理の取組みや高度化をするということで、漁業者協議会については、②番の緑で囲ってある部分、こういう①、②、③の中身を組み合わせる取り組みでいくという状況です。そして、資源管理体制高度化推進事業につきましては、こちらは知事管理漁業における資源管理体制の高度化を図るためには、各都道府県に設置されております資源管理協議会の役割は重要なわけでありましてけれども、この協議会が行う資源管理計画の評価、検証ですとか、高度化の推進、資源状況の科学的データの収集等、こういうものを支援するところでありま

して、これについては、この青で囲んだ③に該当するわけでありませぬ。そしてまた、従来、この協議会には、漁業者の取組みの履行確認をしていただいておりますけれども、そういう履行確認については、この②の緑の部分で対応することを考えております。

この指針・計画体制の高度化、強化というのは、一足飛びにできるものではありませんで、この指針・計画体制は4年目を迎えます、体制の計画から今後事業の発展に反映させねばというふうに軸足を移しながら進めていくことになろうと思っております。このフローチャートでも、右のほうに評価と書いてございます。評価の中に、漁業者自身による評価結果、というか自己点検があり、計画等に対する科学的な評価・検証を行う。これが27年度の取組みでありますけれども、それが下に矢印で向かって、改善の検討に資する。それが左に矢印がいて、その検討結果も実施の計画に移して取り組んでいく。それが、上に矢印が向かって、資源管理指針・計画体制の高度化・見直しが図られる、こういうサイクルがぐるぐるぐるっと周りながら、資源管理指針・計画体制全体の底上げを図っていくのが、この事業の大きな狙いでありませぬ。

以上がこの1番の、非常に皆様方に関わりのある資源管理高度化推進事業でありまして、ちょっと説明をはしょりましたけれども、このポンチ絵の中では先ほどトラフグで話がありました広域種資源造成型栽培漁業推進事業のポンチ絵などがありますので、こちらについても、後ほどご覧いただければと思っております。以上が、資源管理推進の概算要求の状況でございます。今後、国会で御審議いただくこととなりますけれども、現在の概算要求の状況は以上でございます。

(長野会長)

平成27年度の資源管理関係の予算と事業内容について、説明がありましたけれども、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

(議題(6)その他)

(長野会長)

ないようでしたら、議題(6)、その他に入ります。本日は、水産庁より、第7次栽培漁業基本方針と浜の活力再生プランについて御説明があります。まず、第7次栽培漁業基本方針について、お願いいたします。

(城崎課長補佐)

それでは、資料6-1をお手元をお願いいたします。こちらは、第7次栽培漁業基本方針の概要でございます。この資料6-1の構成としますと、初めに、色分けをした概要紙があつて、中ほど、後半部分がこの3月末に関東で公表予定のこの基本方針の全文を記載してございます。こちらの資料につきましては、こちらの概要のカラー刷りのものも含めまして、2月20日の水産政策審議会で御審議いただいた内容と同様のものであり、その中から幾つかかいつまんで御紹介したいと思っております。こちらの第7次栽培漁業基本方針は、本年度中に策定をしまして、27年度から実施をされますけれども、前段の第6次の内容から追加掲載された部分もございませぬので、決まった部分を中心に御紹介したいと思っております。

まず、1 ページ目の1 資源造成型栽培漁業の推進ということで、こちらの栽培漁業の推進については、第6 次するときにも1 代限りで栽培、種苗放流したものを獲るのではなくて、親、その親というふうにつなげていくということで、考え方を整理しておりますけれども、第7 次では、この資源造成型栽培漁業の取組みを一層推進することが、柱となっております。

そして、2 ページ目になりますけれども、2 漁獲管理との連携強化ということで、これについても、第7 次では、上段の四角で囲んだ丸のところの3 行目にありますとおり、稚魚段階での漁獲の抑制や、産卵親魚の獲り残し等の漁獲管理との連携強化に努めるといふ文言が入っております。こちらは、トラフグの絵が書いてありますけれども、先ほどトラフグの管理でも御説明したとおり、種苗放流された稚魚が、できるだけ漁業で混獲されずに大きくなるためには資源管理の取組みと連携することが非常に重要であるといふことの裏づけになっている部分であります。

そして、3、4 飛んで、5 につきましては、先ほど市村さんからも御紹介がございましたが、広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進でございます。こちらの広域種については、関係する都道府県の連携や共同組織の構築を推進するというところで、こちらは第6 次に盛り込まれたものでありますけれども、第7 次では、広域種については、海域協議会により策定される広域プランを勘案した種苗放流を実施することが盛り込まれております。この広域プランは、5 の○の真ん中あたりの、正式名称が「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」というのを通称「広域プラン」と呼んでいるものであります。

次は7 ページに行きますと、放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮ということが書いてあります。こちらは、最近の環境保全、環境保護の高まり等々を踏まえまして、市場における放流魚の混入調査等によって、漁業生産面における放流の効果を把握するとともに、遺伝子情報を用いて種苗に用いられた親魚と漁獲されたものの親子関係を判別する技術を活用しまして、種苗放流が再生産に寄与しているか、そういう資源造成面の効果を検証する、そのようなことが盛り込まれております。

そして、ちょっとページを飛んで、10 番目のスライドに、東日本大震災からの復興と書いてございます。こちらは、第6 次ときには、まだ東日本大震災が起きておりませんで、今回の第7 次に東日本大震災からの復興ということで、平成27 年度末までに被災前の生産水準への回復を目指すと書いております。この書きぶりは、水産基本計画と平仄を合わせたものになっております。

そして、12 番のスライドを見ていただきますと、こちらは資源造成型栽培漁業の推進のためには、放流適地の分析ですとか、生産コストですとか、一連の研究の開発を一体的に行うということで、より生産、放流効果の効率化を目指したものとなっております。

そして、幾つか飛んで、16 のスライドをご覧くださいませけれども、16 はまとめて言葉だけで書いてありますが、16 栽培漁業技術の展開ということで、これまでは、栽培漁業の技術というのは、養殖魚への展開ということがうたわれておりましたけれども、資源管理ですとか、他の水産分野への展開というものを含めて、横断的に技術の開発を進めるといふ内容になっております。

そして、17のスライド、19水研センターの役割と書いてあります。こちらについては、水研センターは、第6次では、栽培漁業に関する基礎的な技術の開発をすると書いておりましたが、第7次では、栽培漁業に関する技術の開発をするとともに、疾病やその防疫を含めた栽培漁業の技術情報を積極的に提供するということまで書いてあります。

そして、もう少し先に進みまして、18のスライド、関係機関の連携でございます。ここには、国、水研センター、豊かな海づくり協会、それと関係県、あと関係県の実施機関、こういうふうにいるいろいろ書いてあります。ここの当事者は、第6次の基本計画でも当然書いているんですけども、第7次では、それぞれの役割を明確にしております。具体的には、ここの四角に書いてありますとおり、国は基本方針を策定する、水研センターは栽培漁業に関する技術開発を運営する、というように各者の役割分担をきちんと明確にするということが、今回の第7次の方針の考え方であります。

それと、資料の19番、21都道府県栽培漁業協会等との連携強化ということで、関係者が一体となって、生産や栽培漁業の推進をするということが書かれております。

最後、22の基本方針の期間等となっております。こちらの基本方針は、平成27年から平成33年度までの7年間になっております。ちょっとこれも変則的な期間になっておりますが、こちらは先ほど、東日本大震災のところで申し上げましたが、水産基本計画とリンクしております。この水産基本計画は、現行のものが平成24年から28年までになっておりまして、これから見直しをしていきますと、29年から平成33年度までの基本計画が今後策定されていくこととなります。一方で、こちらの栽培基本方針は、現行のものが22年から26年でありまして、この水産基本計画と栽培漁業基本方針が若干時期がずれている部分がございます。従いまして、この栽培漁業基本計画については、27年から水産基本計画と平仄を合わせて33年まで、7年間にすることにしております。その間に、栽培の基本方針ができてから、間もなく水産基本計画の見直しが入りますから、その見直しの際には、こちらの栽培漁業基本方針も必要な見直しを行うということで、今回の適用期間の調整を経ますと、平成33年以降は水産基本計画と栽培漁業基本方針の歩調が合うようになるということが、この方針の一つの考え方です。以上が、第7次栽培漁業基本方針の概要説明でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの第7次栽培漁業基本方針についての説明について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

ないようですので、議題(6)②の浜の活力再生プランについて、御説明をお願いいたします。

(城崎課長補佐)

それでは、資料6-2をお手元をお願いいたします。浜の活力再生プランでございます。水産庁も全庁的にこの浜の活力再生プランの推進に力を入れているところであります。水産庁が関わる会議で、PRを含めて説明の機会を設けさせていただいております。本日は、これまでの取り組み状況と、27年度からの取り組みを御紹介したいと思っております。

おりますので、各委員の皆様方におかれましては、管内でのさらなる取組みをお願いしたいと思っております。

まず、1ページ目のこれまでの取組みの背景ですとかは、もうご覧になっていると思いますので、割愛させていただきますが、3ページ目をご覧ください。3ページ目は、平成27年度の浜の活力再生プランと支援事業ということで、6,000万円の予算を計上しております。ここの表の中で、左側にSTEP1、STEP2と書いております。このSTEP1については、浜の活力再生プラン、従来の取組みの部分でありまして、もう一つのSTEP2というのが、27年度に新たに設けたものであります。こちらのSTEP1につきましましては、引き続き浜のプランの策定ですとか、策定された浜のプランの変更のために必要な経費を支援するというので、1プラン当たり50万円ということは、従来どおりであります。それに加えて、STEP2としますと、浜ごとにプランをつくって、今取組みをするわけでありまして、取組みの中には、幾つかの浜が連携して、機能の再編等を行ったほうがいい、効率的であるという状況もありまして、そういうお声に対応する形で、STEP2を設けております。これは、幾つかの浜が集まって広域プランをつくる際に支援するものでありまして、機能の再編を検討する際の調査費などのために、1プランで最大200万円の支援を考えている、そのような状況でございます。これが、27年度の大きな変更点でございます。

そして、スライドの4をご覧くださいと、浜プランでの関連施策ということで、これも従来から御案内しておりますように、浜プランで承認された地域については、水産庁の関連事業を優先的に支援するという状況でございます。平成27年度の予算からは、左枠の事業のうち、26年の補正で措置された省燃油活動推進事業と省エネ機器等導入推進事業を除く4事業と、それに右側の枠の9事業を加えて、浜プランの関連施策として優先採択をしていく考えであります。

そして、その下に日本地図をつけておりまして、全国を取組み状況であります。この全国取組み状況は、今は550の地域で地域水産業再生委員会が設立されて、浜のプランの策定に取り組んでいる状況であります。そのうち、承認されたプランは327プランでありまして、今現在も申請が続いておりますので、3月末までにはおおむね400ぐらいの承認になるのではないかと見込んでおります。そして、こちらの瀬戸内海広調委の関係ですと、瀬戸内海と日本海の両方にまたがっているところ、例えば兵庫県さん、山口県さん、福岡県さんありますけれども、兵庫県さんでいいますと、28のプランのうち、瀬戸内海が25プラン、日本海が3プラン、山口県さんでいいますと、11のうち、瀬戸内海が6プランで日本海が5プラン、福岡県さんで言うと、8プランのうち、瀬戸内海が2プランで、日本海が5プランで、有明海が1プラン。このような内訳になっていると聞いております。

もう1ページめくっていただきますと、このプランでの収入向上の取組み内容が書いてあります。この浜プランは、漁業者所得の向上を、漁業収入の向上とコスト削減の2面から取り組もうというものでありますけれども、この浜プランで代表的な取組みを色分けしながらまとめたものであります。この収入の向上につきましましては、資源管理をしながら量を増やすということ、もう一つは、魚価の向上ですとか付加価値の向上を図るということ。それと、商品を積極的に市場に出していくと。この3本柱がありまして、

浜ごとにいろいろ工夫されている状況になります。その中でも、この青色で示した部分、魚価の向上ですとか付加価値の向上の取組みというところが、実際は最も多くなっておりまして、これは漁業者の方々が漁獲物を取り扱う過程で、いろいろ取り組める選択肢があるということで、取組みの一番主要な部分になっていると聞いております。

もう1ページ、次のスライドに行きますと、こちらは、コスト削減の取組みでございます。こちらのコスト削減につきましては、大きくは、省燃油活動、省エネ導入の経営合理化の二本柱となっておりますけれども、この省燃油の活動というのは、例えば船底の清掃とメンテナンスの強化によって取り組む、このような事例があるとも聞いております。

そして、最後のページ、こちらでこの浜プランの承認事例を幾つか載せておりますので、御参考にしていただければと思います。また、先ほど300余の承認プランがあると申しましたけれども、こちらの各承認プランの状況につきましても、水産庁のホームページで全部のプランについて掲載をしておりますので、今プランを策定中のところ、これからつくろうとされているところ、さまざまおありかと思っておりますけれども、他のプランを参考にされる場合については、この資料もご覧になっていただきたいと思っております。とりあえず、今後のこの浜の活用再生プランのより一層の運用をお願いしまして、説明とさせていただきます。以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見等ありましたら、お願いします。ございませんか。質問はないんですけれど、私のほうから1つ。

平成27年度の予算で、資源管理の推進という資料と、それから第7次栽培漁業基本方針の概要、それから浜の活力再生プランという、この3つというのは、どういう関係になっているのかというところをちょっと、考え方だけでいいんですけれども、頭に入るように教えていただければと思うんですけれども。

(城崎課長補佐)

まず、栽培の基本方針と、資源管理の推進については、車の両輪だろうと思っております。これまでも栽培漁業と資源管理は連携してやっておりましたし、そういう各方面の意識はきちとなされたと思うんですけれど、特にトラフグとか緊急的に資源を回復させるニーズに対しては、今まで以上に資源管理と栽培漁業を連携させなくてはならないだろうと思っております。

トラフグの話ばかりで恐縮ですけれども、トラフグも、この春には小さいフグが出てくる状況がございます。それと合わせて、その時期に栽培漁業による種苗放流もなされるということで、そういう種苗放流の効果、あるいは天然の稚魚の獲り控えをきちんと確実に進めるためには、資源管理の取組みと今まで以上に連携する必要があると思っておりますので、今後とも、両分野の関係構築を図っていきたいと思っております。

それと、浜プランの関係ですと、これが水産庁の大きな方針でもありますけれども、浜の活力あるいはその漁業経営の維持、向上というのには、まずはこの魚がきちっといなくては話が始まらないものですから、資源管理というのはこの浜の再生プランの一番

の根幹になってくるだろうと考えております。以上です。

(長野会長)

ありがとうございました。その他、ございませんか。

本日予定していましたが、その他、委員会で取り上げるべき事項について、何かありましたらお願いします。はい、どうぞ。

(大川委員)

遊漁のことでちょっとあれなんですけれども、さっきの資料でもありましたように、漁業者がだんだん減少傾向にあると。反対に、マイボートというんですか、プレジャーボートが増加している現状ですね。現場の者としては、困惑している。例えば、漁業者が集団操業している中へ入ってきたり、免許漁業、たこつぼとか刺し網とかの被害も増えている現状です。その都度、説明なりするんですけれども、何せ不特定多数なもので、一々説明するのも多くの時間なり、労力を必要とする。こういったある程度広域な場所で協議できないものでしょうか。

(東原調整課長)

ただいま、遊漁についてお話がございました。瀬戸内海におけます遊漁と漁業間のトラブルというものにつきましては、既に複数の県からもお話を受けておりまして、水産庁としても関係県に集まってもらい、詳細な実情を伺う機会、そういったものを設けさせてもらったところでございます。広調委で議論するかどうかということにつきましては、まずは現在、本庁のほうが中心になりまして、遊漁の全国団体と問題意識の共有という形で、そういった機会を図れるように調整中と伺っております。今後とも、水産庁としてもできる限りの対応について協力をしていただきたいと思いますと考えておりますが、この広調委の場で議論する、これについては議論していただくのは非常に結構だと思います。それにつきまして、本庁とも今後のあり方等、すり合わせてこの対応について協力させていただければと思っております。

(長野会長)

どうぞ。

(大川委員)

よろしく申し上げます。

(長野会長)

その他、ございませんか。ただいまの関連の質問でも結構ですけれども。その他、ございましたら。それでは、ただいまの遊漁、マイボートの件については、いろいろ検討させていただくということで、本庁との協議をするということにします。

(閉 会)

(長野会長)

それでは、ないようですので、本日の議事はこれで全て終了しました。委員各位、御臨席の皆様方におかれましては、本日の議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。なお、議事録署名委員の豊田委員、山本委員におかれましては、後日、事務局より本日の議事録が送付されますので、御対応方、よろしく申し上げます。

これを持ちまして、第29回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(16:33閉会)

以上は審議の内容と相違ないことを認め、署名押印する。

会 長

長 野 章



議事録署名人

曲 田 安 彦



議事録署名人

山 本 正 直

